

習志野市食を通じた魅力発信業務委託 仕様書

1. 委託業務名

習志野市食を通じた魅力発信業務委託

2. 事業の目的

特産品等を切り口に、市の「魅力・価値」を首都圏中心に市外へ広くPRし、本市への関心を高めるとともに、市並びに特産品等の認知獲得及び特産品等の価値向上を図り、地域の活性化を目指すことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

5. 委託業務内容

- (1) 嗜好の変化や食のトレンドを踏まえ、消費者の食卓に自然と浸透する、特産品 [ふるさと納税返礼品 (トマトジュース・谷津干潟石焼のり等)、市産野菜、市内で製造・販売されている商品 (豆腐・蜂蜜など)] 等の食材を用いた再現性の高いレシピの開発、それらに合わせた最適な食べ方の提案並びに市外 (首都圏を中心) での体験型イベント (試食会・料理教室) 等の開催
- (2) 習志野ソーセージ自家製の製造、活用したレシピの開発、市内外でのプロモーションの提案
- (3) ホームページ及びSNSについて、アクセス増加や継続的なフォロワー獲得につながる効果的な情報発信を行い、市と特産品等の認知度向上、特産品等の価値を向上させる情報発信の実施
- (4) 体験型イベント (試食会・料理教室) 等での市及び特産品等に関するアンケートの実施
- (5) 委託期間終了までに、委託業務の成果と課題を検証し、次年度以降を見据えたプロモーションプランを含む内容の報告書の作成

6. 成果品等

委託期間終了までに、事業実績報告書 (アンケート結果含む)、委託業務に係る (レシピ含む) 制作物データを提出すること。

7. 留意事項

- (1) 事業の目的達成のため、社会情勢を考慮したうえで、効果的な事業実施を図ること。
- (2) 次年度以降の「食を通じた魅力発信」につながる事業を実施すること。
- (3) 実施内容については、受注者の提案に基づき、市及び市関係機関と連携し、各事業やイベントと連動した効果的なプロモーションを実施すること。
- (4) 委託業務に係るすべての経費は委託費に含むものとする。
- (5) 委託業務に基づき作成される成果品の取り扱い
 - ア 委託業務に基づき作成される成果品の所有権は、すべて発注者に帰属する。
 - イ 受注者は、著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条から第28条までに規定する権利 (著作権) を発注者に無償で譲渡するものとする。
なお、発注者の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規

定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。

- ウ 受注者は委託業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかその訂正をしなければならない。これに要する経費は、すべて受注者の負担とする。
- (6) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 委託業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ アに関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。
- (7) 習志野ソーセージ自家製の製造・活用にあたっては、必ず習志野商工会議所に原料組成表の確認をすること、併せて習志野商工会議所と商標利用に関する契約を締結すること。

8. 業務の再委託

受注者は、業務の過半を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務を再委託する場合は、契約締結前に市と協議し、市の承諾を得なければならない。

受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先に本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対するすべての責任を負うものとする。

9. その他

- (1) 受注者は、委託業務実施にあたり、随時市と協議を行い、意思疎通を図ること。
- (2) 受注者は、委託業務の遂行上必要と認められるもので、仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって市及び受注者双方の協議のうえ、取り決めるものとする。
- (3) 受注者は、委託業務の遂行にあたり、知り得た、市、事業者等の情報と個人情報の取り扱いについて十分注意し、委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (4) 受注者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (5) 委託業務にあたっては、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。